

入札の公 告

次のとおり制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成20年5月23日

北海道建設部長

1 契約担当者等

北海道知事 高橋 はるみ

2 入札に付する事項

- (1) 工事番号 40060
- (2) 工事名称 紋別市道営住宅新築工事（あえ～る幸団地1）
- (3) 工事場所 北海道紋別市
- (4) 工事期間 契約締結の日から平成21年9月7日まで
(自主施工期間：平成20年12月16日から平成21年3月15日まで)
- (5) 工事概要 道営住宅新築工事
鉄筋コンクリート造 5階建て 19戸、集会所及びエレベータ
延べ床面積 1,860m²

(6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。

3 電子入札に関する事項

- (1) 本工事の入札は競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者の承認を得て紙により入札に参加することができる。
- (2) 電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (3) 電子入札システム運用時間は毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。
- (4) その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設共同企業体であって、単体企業にあっては、(1)の要件を、経常建設共同企業体にあっては(2)の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体企業の要件

- ア 発注工事に対応する平成19年北海道告示第13号に規定する「建築工事」の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における「建築工事業」の許可を有すること。
- イ 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、競争参加資格確認申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- ウ 道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- エ 北海道における「建築工事」の競争入札参加資格がA等級に格付されていること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 網走支庁管内に主たる営業所（建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- キ 過去10年間（平成10年度以降）に、元請として施工した次の実績を有すること。

- ① 発注者 国、地方公共団体、建設業法施行令第27条の2に規定する公共法人、建設業法施行規則第18条に定める法人、国家公務員共済組合 地方職員共済組合、公立学校共済組合
- ② 構造 非木造
- ③ 規模 3階建て以上かつ1,500m²以上の新築又は改築工事
- ④ 請負金額 1億3,000万円以上

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上でかつ、代表者として施行したものに限るものとする。

- ク 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第27号）第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。

ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

コ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

サ 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。

○受託者 株式会社 ハウ計画設計（札幌市）

シ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、サ及びシにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(1) 人的関係

次のいずれかに該当する二者場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(7)又は(1)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 経常建設共同企業体の要件

ア 共同企業体は、北海道における「建築工事」の競争入札参加資格がA等級に格付されており、(1)のイ、ク及びケの要件をすべて満たしていること。

イ 構成員の数は、2社又は3社であること。

ウ 構成員の組合せは、北海道における「建築工事」の競争入札参加資格の格付がA等級又はB等級に格付けされていて、必ずA等級を含む組み合わせであり、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上であること。

エ 構成員は、(1)のア、イ、ウ、オ、カ、サ及びシの要件をすべて満たしていることとし、(1)のコに関して、共同企業体の構成員の全員が特定建設業者であること。

オ (1)のキの要件については、経常建設共同企業体の構成員の代表者がその要件を満たしていること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

また、クの要件については、工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。

カ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

キ 本工事の入札に参加する経常建設共同企業体の構成員は、単体企業、他の経常建設共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

5 入札の参加資格確認申請

(1) 申請書

- ア 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に(2)の書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。
- イ 入札参加希望者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、支出負担行為担当者の承認を得て紙により入札に参加する場合（以下「紙参加」という。）は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に(2)の書類を添付して紙により提出しなければならない。
- ウ 電子入札システムによる提出が困難な場合（北海道電子入札運用基準第2章4－2に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより持参提出通知書（北海道電子入札運用基準電子様式1）を提出の上、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に(2)の書類を添付して紙により提出しなければならない。

(2) 添付書類

- ア 類似工事施工実績調書
- イ 類似工事施工実績を証明する書面（契約書の写し及び工事の概要を示す書類又は工事実績証明書、並びに共同企業体協定書及び共同企業体付属協定書の写し）
- ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
- エ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）
- オ 入札保証金免除要件確認用の契約書の写し（該当者のみ）

(3) 提出期間等

ア 電子入札システムによる提出期間

平成20年5月23日（金）午前9時から平成20年6月2日（月）午後5時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）

イ 紙による提出期間等

(ア) 提出期間

平成20年5月23日（金）から平成20年6月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(イ) 提出場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建築局計画管理課

電話番号011-231-4111 内線29-864

(ウ) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(4) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が4に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成20年6月13日(金)付けで電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成20年6月20日(金)までに電子入札システム又は書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建築局計画管理課

- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に電子入札システム又は書面により回答する。

8 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建築局計画管理課

電話番号011-231-4111 内線29-864

9 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。

- (2) 入札書提出の場所及び日時

ア 電子入札システムによる入札

(ア) 入札期間

平成20年6月19日午前9時から平成20年6月25日午後3時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）

イ 紙による入札

(ア) 入札場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁赤れんが2階1号会議室（送付による入札は認めない。）

(イ) 入札日

平成20年6月26日（木）

- (3) 開札場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁赤れんが2階1号会議室（送付による入札は認めない。）

(4) 開札日時

平成20年6月26日(木)

10 郵便等による入札

- (1) 郵便等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、共同企業体の場合にあっては、その構成員の1者以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

14 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、競争参加資格確認申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

なお、複写は、

札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル3階（電話011-241-1893）
(財)北海道建築指導センターにおいてのみ取り扱うものとする。

ア 閲覧期間 平成20年5月23日（金）から平成20年6月24日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 札幌市中央区北4条西5丁目（財）北海道建築指導センター
(三井生命札幌共同ビル3階 電話011-241-1893)

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間 平成20年5月23日（金）から平成20年6月17日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建築局計画管理課

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 平成20年5月30日（金）から平成20年6月24日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建築局計画管理課

15 支払条件

(1) 前金払

各会計年度ごとにそれぞれのでき形部分等予定額の4割に相当する額以内とする。

(2) 中間前金払

各会計年度ごとにそれぞれのでき形部分等予定額の2割に相当する額以内とする。

ただし、次のすべての条件を備えた場合に請求できる。

(ア) 各会計年度のでき形部分等予定工期の2分の1を経過していること。

(イ) (ア)の時期までに実施すべき工事が行われており、かつ、工事の進捗額が各会計年度でき形予定金額の2分の1以上であること。

なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。

(3) 部分払

各会計年度において部分払いできる回数は、平成20年度1回、平成21年度2回とする。

ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

また、中間前金払を希望した場合における部分払は、各会計年度における請負代金相当額が各会計年度におけるべき形部分等予定額を超えた場合にすることとし、中間前金払を希望しない場合においては、本事項に記載の回数を部分払することとする。

(4) 支払限度額等

各会計年度の支払限度額は、平成20年度20%、平成21年度80%。各会計年度のべき形部分等予定額は、平成20年度23%、平成21年度77%の予定です。

16 契約書作成の要否

必要とする。

17 予定価格等

(1) 予定価格 事後公表とする。

(2) 最低制限価格

設定している。(無作為係数を乗じて算出する。)

(3) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(4) 入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加の場合は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参すること。

なお、内訳書の内容確認をする入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

18 その他

(1) 入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、紙による入札の参加について、支出負担行為担当者の承認を得ようとする者は、申請書等受付締切日（電子入札システムにより既に申請書等の提出を行った者が入札書の提出を紙により行うときは、入札書受付締切日）の午後3時までに、紙参加申込書（北海道電子入札運用基準紙様式3）を提出しなければならない。

なお、書面は、次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建築局計画管理課

(2) 開札の時において、4に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得を承知すること。

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後（工事にあっては、工事完成検査合格後）に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用してようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

- (6) その他入札に関し不明な点は、北海道建設部建築局計画管理課
(札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階 電話番号011-231-4111 内線29-863~865)
まで照会すること。

【別記】

制限付一般競争入札説明書

「4 入札に参加する者に必要な資格」関係

4の(1)のク

建設業法施行令第27条第1項に定める金額とは、建設工事1件の請負代金額が2,500万円以上で、建築一式工事である場合においては5,000万円以上のものをいう。

「5 入札の参加資格確認申請」の関係

○(2)のア

類似工事施工実績調書の「工事概要」の欄には、上記に示した構造・規模要件を満たしていることを明記してください。

○(2)のイ

工事の概要を示す書類として、設計内訳書、仕様書、設計図などを提出してください。(構造・規模要件が明記された部分のみで可)

○(2)のウ

- ・共同企業体の場合は各構成員ごとに提出してください。
- ・提出する写しは、有効期間（審査基準日から1年7か月）内のものです。
- ・なお、契約予定日までに有効期限が切れるものは、入札日までに新たな結果通知書の写しを提出してください。

「11 入札保証金及び契約保証金」の関係

○(1)のイ

条件を満たす工事受注実績がある場合は、申請時に該当する工事の契約書の写し(2件以上)を添付してください。

「その他」

- ・建設業法の改正により、監理技術者については、監理技術者資格者証を有し、かつ、過去5年以内に監理技術者講習を受講した者とします。